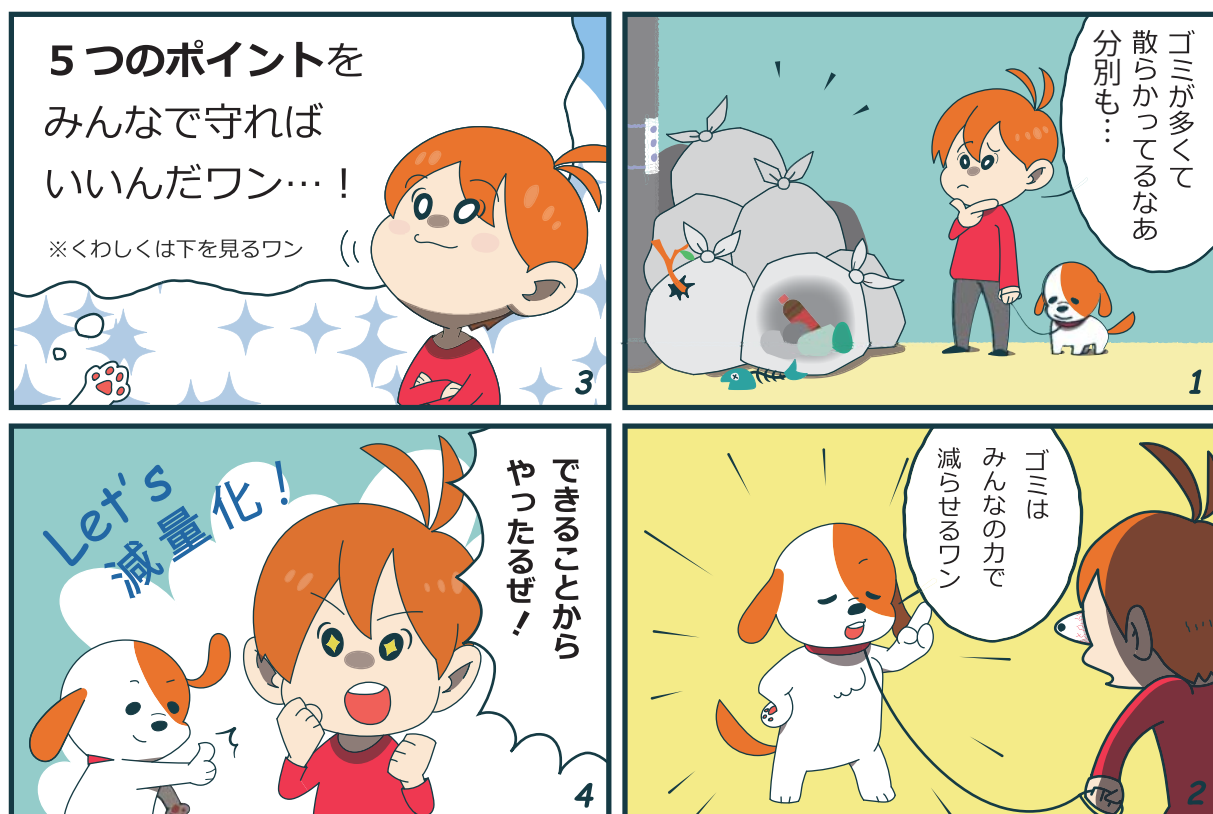




ゴミの減量化 5つのポイント



▶ 生ごみ処理機の購入補助を行っています。



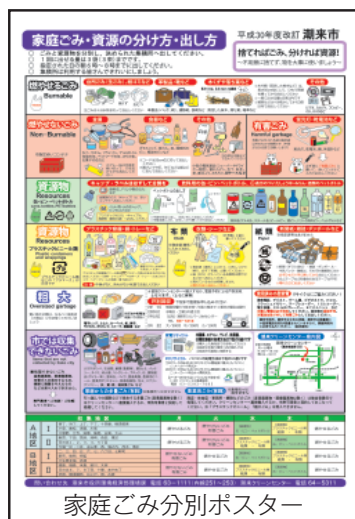
【補助対象】	家庭用生ごみ処理機	1世帯1基のみ	購入金額の1/2（上限30,000円）
	コンポスト容器	1世帯2基まで ※70リットル以上	購入金額の1/2（上限1容器3,000円）
	E M処理容器	1世帯2基まで ※18リットル以上	購入金額の1/2（上限1容器3,000円）
【申請資格】	潮来市に居住し、住民登録のある方 以前に補助交付を受けた世帯については、5年を経過していること		
【申請方法】	直接、環境課窓口にお越しください。 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。		
【必要なもの】	①商品名が明記されている領収書 ②購入した機器等の規格・形式が記載されている取扱説明書・保証書等 ③印かん ④振込先の分かるもの（通帳等）		

分別のお願い

混ぜればごみ、分ければ資源

ごみを正しく分別することは、減量化につながるだけでなく、環境にもやさしい取り組みです。潮来市では「ごみの分別と出し方」についてのポスターと冊子を作成しています。正しい分別を心がけてください。

また、正しく分別されないごみは、収集できないばかりでなく、危険な場合があります。中身が入っているスプレー缶（殺虫剤や整髪料など）が“ごみ袋”に混入していたり、近年の在宅医療の増加から医療系の注射針などが混入している事例が見られます。実際に手選別の際、注射針が刺さる事故が発生しています。事故を未然に防ぐためにも、正しい分別にご協力をお願いいたします。



家庭ごみ分別ポスター



ごみの分別と出し方（冊子）

ポスター・冊子は、潮来市役所（環境課、市民課窓口）、公民館でも配布しています。

また、潮来市ホームページでも検索できますので、ご利用ください。

集積所は日常のごみを出す場所です。指定された日時・分別ルールを守り、他の方の迷惑とならないよう、ご協力をお願いいたします。

▶スプレー缶

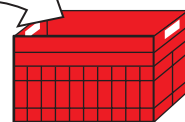
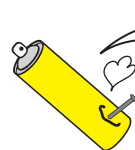
【誤った出し方】



※実際に出された違反ごみです

【正しい出し方】

スプレー缶は穴を開け、中身（ガス）がない状態で、市指定コンテナ（赤色・燃やせないごみ）へお出してください。



誤った出し方は、爆発などの事故の原因になります。お出しになる際は、ご注意ください。

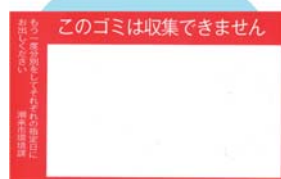
▶注射器

出せません!

在宅医療で使用される注射器等（インスリンの自己注射針や点滴用安全装置付きの翼状針も含む）の医療廃棄物については、感染症の危険があるため、市では処理できません。

かかりつけの医療機関にご相談ください。

▶違反シール



市では集積所に出されたごみに対して、再分別をお願いする場合があります。

このようなシールを貼られた場合は再分別を行い、翌指定日に再度お出してください。

※注射針などで事故が起きた際に排出者が特定される場合は、損害賠償の対象となります。

【お問合せ】 環境課 環境グループ ☎ 63-1111 内線 251～253